

沖縄戦犠牲者の遺骨等を含む土砂を埋立に
使用しないこと等を求める意見書（案）の提案説明

2021年12月21日 日本共産党 赤石博子

私は、ただ今議題となりました意見書案第14号「沖縄戦犠牲者の遺骨等を含む土砂を埋立に使用しないこと等を求める意見書」につきまして、提案者を代表して提案理由の説明を行います。

沖縄戦において、一般住民を巻き込んだ地上戦が行われ、多くの尊い命が失われました。激戦地であった沖縄本島南部にある糸満市摩文仁の平和祈念公園内の平和の礎には、沖縄戦などで亡くなられた24万1,632名の氏名が刻まれ、その中には神奈川県出身者1,334名も含まれています。

戦後76年が経過した今もなお、この地域では、戦没者の遺骨や遺品が数多く発見されており、沖縄県によれば、2,800名を超える方の遺骨が収集されていない状況にあるにもかかわらず、政府は辺野古新基地建設工事のためにこうした本島南部を含む地域からの土砂の採取を計画しています。

戦没者の遺骨等が含まれるおそれがある土砂を工事に使用することは、その尊厳を冒とくするだけでなく、物言わぬ戦没者を2度殺すような人の道に反する行為にはほかならず、いかなる理由があろうとも決して許されないものです。

また、2016年には超党派の議員立法により、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律が制定され、国は戦没者の遺骨収集を確実に実施する責務を有するとされました。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものです。

- 1 沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む土砂を、あらゆる埋立工事に使用しないこと
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ地上戦があった沖縄県の事情に鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律を遵守するとともに、戦没者の無念と遺族の心情に寄り添い、政府が主体となって遺骨収集を実施すること

以上、議員各位におかれましては意見書案の趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。